

浦安市規則第 1 号

浦安市貨物運送事業者物価高騰対策支援給付金交付規則

(目的)

第 1 条 この規則は、貨物運送事業者に対し、予算の範囲内において、浦安市貨物運送事業者物価高騰対策支援給付金（以下「給付金」という。）を交付することにより、物価高騰により経済的な影響を受けている貨物運送事業者の負担を軽減し、その事業の継続を支援することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 貨物運送事業者 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号。以下「法」という。）に基づき一般貨物自動車運送事業若しくは特定貨物自動車運送事業に必要な許可若しくは認可を受け、又は法に基づき貨物軽自動車運送事業に必要な届出を行った者で、次のいずれかに該当するものをいう。

ア 資本金の額又は出資の総額が 3 億円以下の法人

イ 常時使用する従業員の数が300人以下の法人又は個人

(2) 一般貨物自動車運送事業 法第 2 条第 2 項に規定する一般貨物自動車運送事業をいう。

(3) 特定貨物自動車運送事業 法第 2 条第 3 項に規定する特定貨物自動車運送事業をいう。

(4) 貨物軽自動車運送事業 法第 2 条第 4 項に規定する貨物軽自動車運送事業をいう。

(5) 事業用自動車 法第 4 条第 1 項第 2 号に規定する事業の用に供する自ら走行する自動車であって、次に掲げる要件のいずれかに該当する自動車をいう。

ア 自動車検査証に記載された使用者の氏名又は名称が給付金の交付を受けようとする者と同一であって、登録年月日が令和 6 年12月 1 日以前で

あり、かつ、使用の本拠の位置が市内であること。

イ 軽自動車届出済証に記載された使用者の氏名又は名称が給付金の交付を受けようとする者と同一であって、届出の日が令和6年12月1日以前であり、かつ、使用の本拠の位置が市内であること。

(交付対象者)

第3条 給付金の交付を受けることができる者は、令和6年12月1日時点において、市内に営業所を有する貨物運送事業者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、給付金の交付の対象としない。

(1) 浦安市暴力団排除条例（平成24年条例第2号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員及び同条第3号に規定する暴力団員等並びにこれらのものと密接な関係を有すると認められる者

(2) 市税を滞納している者

(給付金の額等)

第4条 給付金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 一般貨物自動車運送事業に係る事業用自動車 1台につき23,000円

(2) 特定貨物自動車運送事業に係る事業用自動車 1台につき23,000円

(3) 貨物軽自動車運送事業に係る事業用自動車 1台につき8,000円

2 給付金の交付は、1事業者に対して1回に限るものとする。

(給付金の申請及び請求)

第5条 給付金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、浦安市貨物運送事業者物価高騰対策支援給付金交付申請書兼交付請求書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 誓約書（別記第2号様式）

(2) 一般貨物自動車運送事業若しくは特定貨物自動車運送事業に必要な許可若しくは認可を受けていることを証する書類又は貨物軽自動車運送事業に必要な届出を行ったことを証する書類の写し

(3) 自動車検査証又は軽自動車届出済証の写し（電子車検証の交付を受けている場合は、自動車検査証記録事項の写し）

(4) 市税を滞納していないことを証する書類

(5) その他市長が必要と認める書類

2 前項の申請は、市長がやむを得ないと認める場合を除き、令和7年3月14日までに行わなければならない。

(交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、給付金の交付の可否を決定し、その結果を浦安市貨物運送事業者物価高騰対策支援給付金交付決定通知書（別記第3号様式）又は浦安市貨物運送事業者物価高騰対策支援給付金却下通知書（別記第4号様式）により、当該申請者に通知するものとする。

(交付決定の取消し)

第7条 市長は、偽りその他不正の手段により給付金の交付を受けた申請者があるときは、給付金の交付の決定を取り消すことができる。

(給付金の返還)

第8条 市長は、第6条の規定により給付金の交付の決定を受けた者が、前条の規定により交付の決定を取り消され、かつ、既に給付金の交付を受けているときは、期限を定めて当該給付金の返還を命ずることができる。

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか、給付金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和7年2月1日から施行する。

(失効)

2 この規則は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。

別 記

第 1 号様式（第 5 条第 1 項）

年 月 日

（宛先）浦安市長

（申請者）所在地

名称

代表者職・氏名



浦安市貨物運送事業者物価高騰対策支援給付金交付申請書兼交付
請求書

浦安市貨物運送事業者物価高騰対策支援給付金の交付を受けたいので、浦
安市貨物運送事業者物価高騰対策支援給付金交付規則第 5 条第 1 項の規定に
より、次のとおり申請及び請求をします。

1 対象となる事業用自動車の台数

- (1) 一般貨物自動車 _____ 台
- (2) 特定貨物自動車 _____ 台
- (3) 貨物軽自動車 _____ 台

2 交付申請額及び請求額 _____ 円

3 振込先

金融機関	銀行・信用金庫 信用組合・農協				本店・支店 支所・出張所			
	金融機関コード				店舗コード			
口座種別	普通 ・ 当座		口座番号					
(フリガナ)								
口座名義								

第 2 号様式（第 5 条第 1 項第 1 号）

年 月 日

（宛先）浦安市長

（申請者）所在地

名称

代表者職・氏名

誓 約 書

浦安市貨物運送事業者物価高騰対策支援給付金交付規則の交付申請及び請求に関し、下記の事項について誓約いたします。

記

- 1 浦安市暴力団排除条例（平成24年条例第2号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員及び同条第3号に規定する暴力団員等並びにこれらのものと密接な関係を有すると認められる者でないこと。
- 2 申請手続後も市内で引き続き事業の継続をする意思のあること。
- 3 給付金交付の決定後に虚偽その他不正行為が判明した場合には、給付金の返還に応じること。

第3号様式（第6条）

第 号
年 月 日

様

浦安市長



浦安市貨物運送事業者物価高騰対策支援給付金交付決定通知書

年 月 日付けで交付の申請があった浦安市貨物運送事業者物価高騰対策支援給付金について、浦安市貨物運送事業者物価高騰対策支援給付金交付規則第6条の規定により次のとおり決定したので、通知します。

交付決定額

円

第4号様式（第6条）

第 号
年 月 日

様

浦安市長



浦安市貨物運送事業者物価高騰対策支援給付金却下通知書

年 月 日付で申請のあった浦安市貨物運送事業者物価高騰対策支援給付金の交付について、浦安市貨物運送事業者物価高騰対策支援給付金交付規則第6条の規定により、次の理由により却下したので、通知します。

却下理由

教示

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、浦安市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、浦安市を被告として（訴訟において浦安市を代表する者は浦安市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。